

山口県報

平成25年
7月23日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (三件) (県民生活課)……………三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)……………四
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課)……………五
県営大坪地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の縦覧 (農村整備課)……………六
岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課)……………六



山口県告示第二百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月二十三日から同年八月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 (m^3 /時) 力	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	間 隔 時 日 当 た り の 使 用 間 隔	季 節 的 変 動 の 概 要
四七―八	一八〇	平成二五、 八、二〇	平成二五、 一〇、一五	平成二五、 一〇、一五	断 続	一五時間 変動なし
四七―ホ	三、六〇〇	平成二五、 九、一七	平成二五、 一〇、二五	平成二五、 一、一五	連 続	二四時間 〃

備考 「四七―八」及び「四七―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

最終沈殿処理施設	循環水生物処理施設		発酵洗液生物処理施設		種 類	項 目	汚 水		等 汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)					
	処理前	処理後	処理前	処理後			通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)		磷 (mg/l)				
〃	〃	〃	七	六	〃	〃	八、六	四六・九	七五	四五	八〇	〃	三九・三	七〇	〇・八	七四、二三三	八九、〇七四	
〃	六・八	〃	〃	〃	〃	〃	八、五	四二・七	六〇	八〇	一六五	〃	七六・六	一六〇	〇・九六	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二三・六	三五〇	一〇〇	〃	〃	九五・七	二〇〇	三・五	一〇	一六、四二八	一九、六〇二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四一八	六五〇	一〇	二〇〇	検出せず	二二八	三〇五	六・七	二二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、二〇二	三、四三〇	三〇〇	五〇〇	三・九	九四七	一、三三五	三三・五	一〇〇	五、三七二	六、四二六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終沈殿処理施設	循環水生物処理施設	発酵洗液生物処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 隔 間	の 一 日 当 た り 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
〃	〃	〃	〃	コンクリート製	八、八〇〇	生物処理	連続	二四時間変動なし	(既)	(既)	(設)
〃	〃	〃	〃	〃	四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二二〇、〇〇〇	沈殿	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水		等 汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)			
	通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)				
四七―ホ	七	九、五	二六〇	三九〇	検出せず	五	検出せず	二四〇	二八四	
四七―ハ	三	五、二	一、五九二	二、三八八	一、五〇〇	三、〇〇〇	九六	二二七	六二〇	七三八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ぼうぼうネット
代表者の氏名 瀧本 浩一
主たる事務所の所在地 防府市大字新田五四八番地の六

(二四一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年九月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人防府まちと住まいのアドバイザーセンター
代表者の氏名 三好 昇
主たる事務所の所在地 防府市八王子一丁目二八番一五号

(二四二) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年七月二十三日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 プリムールあおい
所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
エヌ・ティ・ティ都市開発 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫
発株式会社

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ル(仮称)あおいモ	プリムールあおい
有限会社周南第一ドライセンター	有限会社周南第一ドライセンター	有限会社周南第一ドライセンター	有限会社周南第一ドライセンター
石井フラワーセンター	石井フラワーセンター	石井フラワーセンター	石井フラワーセンター
フジパルスタアー株式会社	フジパルスタアー株式会社	フジパルスタアー株式会社	フジパルスタアー株式会社
株式会社キュール	株式会社キュール	株式会社キュール	株式会社キュール
株式会社アーバンフェローシツプ	株式会社アーバンフェローシツプ	株式会社アーバンフェローシツプ	株式会社アーバンフェローシツプ
有限会社お菓子職人	有限会社お菓子職人	有限会社お菓子職人	有限会社お菓子職人
有限会社ヘイワ薬局	有限会社ヘイワ薬局	有限会社ヘイワ薬局	有限会社ヘイワ薬局
有限会社ガネーシュインド	有限会社ガネーシュインド	有限会社ガネーシュインド	有限会社ガネーシュインド
有限会社竜王	有限会社竜王	有限会社竜王	有限会社竜王
株式会社レッド・キャベツ	株式会社レッド・キャベツ	株式会社レッド・キャベツ	株式会社レッド・キャベツ
日笠商事株式会社	日笠商事株式会社	日笠商事株式会社	日笠商事株式会社
有限会社ウエット	有限会社ウエット	有限会社ウエット	有限会社ウエット
有限会社周南第一ドライセンター	有限会社周南第一ドライセンター	周南市櫛ヶ浜西塩田四九九の四	周南市櫛ヶ浜西塩田四九九の四
石井フラワーセンター	石井フラワーセンター	防府市栄町一丁目六番四一	防府市栄町一丁目六番四一

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所										大規模小売店舗において小売業を行う者の住所									
株式会社レッド・キャベツ	有限会社竜王	有限会社ガネーシューインド	有限会社ヘイワ薬局	有限会社お菓子職人	株式会社アーバンフェローシツブ	株式会社キョール	フジパンストアー株式会社	石井フラワーセンター	有限会社周南第一ドライセンター	有限会社ウエット	日笠商事株式会社	株式会社レッド・キャベツ	有限会社竜王	有限会社ガネーシューインド	有限会社ヘイワ薬局	有限会社お菓子職人	株式会社アーバンフェローシツブ	株式会社キョール	フジパンストアー株式会社
岩下 良	藤田 敏彦	パルサド・シリ	大川 英明	本田 誠	青木 真也	大塩 義雄	亀山 洋	石井 一郎	廣田 文江	光市光井八丁目三番二〇号	岡山県津山市戸島六三四の一〇二	下関市山の田本町一番九号	山陽小野田市稲荷町一〇番二三号	広島市中区大手町五丁目六番一六号	防府市新田樋ノ前一〇四七の二	周南市若宮町一の一四	広島市中区富士見町八番七号	広島市中区富士見町八番七号	名古屋瑞穂区松園町一丁目五〇

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 プリムールあおい 所在地 山口市葵一丁目三四〇二</p>		<p>日笠商事株式会社 日笠 晴夫</p>	
<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 エヌ・ティ・ティ都市開発 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫 発株式会社</p>		<p>有限会社ウエット 曾根 潤二</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要</p>		<p>四 届出年月日 平成二十五年七月三日</p>	
<p>四 届出年月日 平成二十五年七月三日</p>		<p>五 変更年月日 平成二十五年三月七日</p>	
<p>五 変更年月日 平成二十五年六月十八日</p>		<p>大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 三ツ村正規 牧 貞夫</p>	
<p>(二四三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年七月二十三日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。</p>			

平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社フレスタ 広島市西区横川町三丁目二番三六号 宗兼 邦生

株式会社コムズ 広島市安佐北区安佐町大字飯室一五九二 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業者の閉店時刻	株式会社フタハ図書	午後一〇時	午後一二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十五年六月二十六日

五 変更年月日

平成二十五年七月十三日

(二四四) 県営大坪地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営大坪地区震災対策農業水利施設整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営大坪地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年七月二十四日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二四五) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十五年七月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十五年八月十九日(月曜日)午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号 岩国市民会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画道路三・三・一 岩国停車場中央通り線
次のとおりとする。

(二) 変更する岩国都市計画道路三・四・八 昭和町藤生線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十五年八月十二日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月十二日までの消印のあるものに限りま

す。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―

三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町二丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

平成
二十五年
七月
二十三日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁